

名古屋と通信使

―尾張藩の応接体制を中心に―

はじめに

朝鮮通信使と名古屋の関わりについては、東照宮の祭礼・蓬左文庫の朝鮮本・松平君山らと使節の詩文贈答などがよく知られている。東海地方朝鮮通信使研究会の活動により、埋もれていた資料の発見も進んできた。また、正徳度に美濃路の昼食場所が墨俣宿（岐阜県大垣市）から起宿（愛知県一宮市）に変わってからは、尾張藩は陸路において唯一、三カ所の饗応場所を受け持つことになったが、起宿については地元に残された記録が豊かであることから応接のようすをかなり具体的に知ることができる。

名古屋を含む東海地方と通信使については、貫井正之氏・毛井正勝氏・小出裕氏「江戸時代、朝鮮通信使の基礎的

笥 真理子

研究 ―特に東海地方（岐阜県・愛知県・静岡県）を中心にして―^①が、尾張藩史料を含めて残された史料を包括している。貫井正之氏の「通信使、尾張をゆく」^②は、新たに見出された興正寺八事文庫所蔵絵巻「韓使来聘図」との関わりから、宝暦度の名古屋周辺での接待をまとめたものである。辛基秀「尾張名古屋・朝日文左衛門重章の日記に書かれた朝鮮通信使」^③は尾張藩士の朝日文左衛門が残した日記『鸚鵡籠中記』をもとに、名古屋における正徳度の通信使のようすをしるす。山田遙氏「江戸時代の朝鮮通信使往来と名古屋」^④は、市町村史や先行研究などを活用して通信使そのものについてと名古屋の遺物・遺産をまとめている。

しかし尾張徳川家には、江戸での儀礼を中心とした史料はあるものの、名古屋城下における通信使饗応をまとめた記録はほとんど残されていない。そのため、これまで名古屋

屋における応接体制については点描的にしるされるのみで、まとまった論考はなされてこなかった。本稿では、従来知られている『名古屋叢書』所収史料に加えて、徳川林政史研究所蔵の石河家文書などこれまで取り上げられなかった史料をもとに、名古屋における尾張藩の応接のようすをまとめてみたい。

宿泊場所、人馬溜まり場などの配置

慶長一二年（一六〇七）閏四月、使節の尾張における宿泊は清洲であった。しかし徳川家康四男で清洲城主であった松平忠吉は同年三月にすでに没しており、接待を担当したのは家老で犬山城主でもあった小笠原和泉守吉次である^⑤。同じ年に家康九男の義直が新たに尾張に封じられ、名古屋城が築かれて清洲にいた家臣・町人・寺社は名古屋へ引越し、城下町が形成された。但し、慶長一二年の次にあたる元和三年（一六一七）の使節来日には、義直は伏見で饗応に列しているが、使節は名古屋には来ていない。名古屋城下町が通信使を迎えたのは、寛永元年（一六二四）度から宝暦度まで九回、往復を数えると一八回となる。ほとんどが一泊であるが、寛永一三年度の往路と明暦度の復路は使節の疲労回復のため、それぞれ二泊している。

このうち寛永元年度については、大光院に泊まり、藤田民部（尾張藩の国奉行。国奉行とは寺社領と町方を除く、村方の民政を担当する枢要職）が担当奉行であったことを知ることができる程度である。寛永一三年度は大光寺泊、竹腰正信・成瀬正虎らが接待を主管した^⑥。竹腰・成瀬はいずれも三万石の知行地を持ち、尾張藩家臣筆頭の付家老である。尾張藩側の記録には、「朝鮮使者名古屋滞留、一日竹腰正信・間宮正照（権太夫）、大光院・性高院見廻り^⑧」^⑦とされるされており、年寄（家老）二名が両院を見回ったとするが、これは滞在が二日にわたったためであろう。同二〇年度も大光寺泊、代官甲斐守が接待したとする^⑨。甲斐守は尾張藩同心頭を勤めていた志水甲斐である。以上にみえる宿所の大光院・大光寺はおそらく同一で、大光院を指すと思われる。またこのときには、乗鞍馬は戸田忠兵衛、鞍皆具は湯本三左衛門（ともに鉄砲頭か）へ引き渡すことを間宮権太夫（年寄）・高木修理（城代）・久野七郎右衛門（城代）が竹腰正信に通知しており、尾張藩に課された乗馬・鞍皆具が藩士に割り当てられ、その取りまとめ担当者が定められていたことがわかる^⑩。

明暦度には、藩に課された鞍置馬・鞍皆具を成瀬以下の家臣に割り当てたりリストがある。そのうち長野数馬・横井伊折・沢井三左衛門・兼松源兵衛・瀧川権十郎の五名は御



『尾張藩社会の総合研究』（岸野俊彦氏編、清文堂、2001年）口絵に加筆

馳走役を勤めるという理由で軽減された^①。この御馳走役は、のちの記録にある御馳走人、つまり宿所となる寺院の接待責任者のことであろう。これ以前には使節の宿所として一、二カ寺が判明するだけだが、総人員は慶長度から宝暦度まで大きく変わるわけではない。後述するように天和度以降は四〜六カ寺に分宿しており、明暦度の御馳走役五名も使節の宿泊寺院の数に対応するものである。なお正使の宿所は性高院で、成瀬正虎が支持したが^②、成瀬は御馳走人ではなく総責任者と考えられる。このときは、「枇杷島口より熱田まで町屋普請をし、西は榎町より南は大久保見迄白壁になる。枇杷島二ヶ所の橋、新敷かけ替り^③」と、通行ルートを整備した記録がある。

天和度以降は、通信使一行の宿所、尾張藩側の担当者などがわかる。天和度以降の宿所は【表1】のとおり

である。名古屋城下町は、逆三角形の熱田台地上に計画的に建設され、そのプランには家康の意思が強く働いたと考えられている。名古屋城三の丸の南には規則的な区割りをなされた町人地（碁盤割）が広く設けられ、その東と南を中心に武家地、その外側に寺院が宗派ごとにとまとして配置された。使節一行の宿泊寺院は、そのうち南寺町と呼ばれる地区に集中している。同町は名古屋と熱田宿を結ぶルート上に当たり、名古屋城下の縦筋の中心路である本町通続きの南端部に位置し、禪宗・真言宗・浄土宗の大寺院や東西本願寺掛所などが集まっていた。

性高院は寛永一三年度に客館の一つであったことが確認でき、明暦度以降には三使・上々官らの宿泊所となった。寺域は約六〇〇坪と広大で、一行院・称名院はその塔頭であった。宗氏の宿所となった総見寺はその南隣に位置し、約九四〇〇坪。縦ノ木横町をはさんでその南に善篤寺がある。【表1】にあげる寺院のうち、以上が本町通から熱田へ通じる街道の東側にあった。

西側には、随行の以酌庵輪番僧兩名の宿所であった光明寺・養林寺、延享度に通詞下知役宿所となった誓願寺、同じときに通詞宿所となった西光院、以上は同じブロックにある。その南に阿弥陀寺があるが、延享度にその名がないのは元文三年（一七三八）に焼失したためで、宝

表 1

	天和度	正徳度	享保度	延享度	宝暦度
三使・上々官・上判事・学 士・医官・上官・小童	性高院	性高院	性高院	性高院	性高院
次 官				一行院	一行院
中 官	性高院(30名) 大光院(109名)	称名院 大光院	大光院	大光院	大光院
下 官	性高院(40名) 極楽寺(65名) 阿弥陀寺(65名)	一行寺 阿弥陀寺 極楽寺	極楽寺	善篤寺	善篤寺
通詞下知役				誓願寺	不明
通 詞	上記4カ寺	一行寺・称名 院・大光院	阿弥陀寺	西光院	不明
両長老	光明寺 養林寺	光明寺 養林寺	光明寺 養林寺	光明寺 養林寺	不明
荷 物	善篤寺	善篤寺	善篤寺	極楽寺	不明
宗 氏	総見寺	総見寺	総見寺	(総見寺)	総見寺

天和度…金府紀較抄（名古屋叢書正編4）

正徳度…朝鮮人於名古屋御饗応等之頭書（徳川林政史研究所所蔵、石河家文書）・金府紀較抄（名古屋叢書正編4）

享保度…金府紀較抄（名古屋叢書正編4）

延享度…朝鮮人来朝之節御馳走懸役人姓名帳（徳川林政史研究所所蔵、収集史料）

宝暦度…朝鮮人御馳走懸り人別（徳川林政史研究所所蔵、石河家文書）、覚書 二（同左所蔵、大道寺家文書）

暦初年に再興された。その南に極楽寺、寛永度に正使らの宿所であった大光院（約四八〇〇坪）が続く。

宗氏の家臣たちの宿所は明確ではないが、天和度には宗氏家臣とその家来あわせて二三〇七人が、性高院などのある門前町、その南に続く橘町と、北へ続く本町通に宿泊した¹³。正徳度には、家老の平田隼人が西光院、大浦忠左衛門が浄久寺（善篤寺の南）に宿を取っている¹⁵。延享度には宗氏家中惣人数一二一九人、下宿寺院三〇カ寺、町屋五八カ所とあるのみで、具体的な場所は不明である¹⁶。宗氏家中の人数が天和度と延享度で倍近い差があるのは、その家来の数を含むかどうかによるのだろうか。以上から判明している限りでは、宗氏家臣たちは門前町周辺の寺院と通りに沿って並ぶ町屋、その南北に続く橘町・本町通の町屋に宿所を取ったものと考えられる。

宿所以外に、通信使を迎えるための準備として、在方から集められた人馬や資材の集合・集積場所も一部が判明する。各大名に割り当てられた鞍皆具が在方からの寄馬に装備される場合、その馬は名古屋へ集めたうえで濃州郡方奉行へ引き渡して乗鞍馬とした。これは、性高院の北に位置する若宮八幡の北小路に、鞍皆具を提供した諸大名の家来が付き添って集合した。また、荷駄馬とする馬や人足は、使節到着の前日から名古屋城下町南西に接する日置村、同

じく南東の前津小林村、南の古渡村に、数日分の食料・飼料持参で宿を取ることを命じられた¹⁷。いったんここに集まった馬は、真福寺（大須観音）・清寿院・七ツ寺・願証寺（西本願寺掛所）の四カ寺周辺に設けられた仮厩に入る。そのようすは、正徳度について「大須門前両がわに、桧林之木に而、馬屋を仮にしつらひ、在々の馬を立置。其外大須のうらより七ツ寺・願証寺迄之うらに、夥敷立置。目を驚す斗也。在々の寄馬千六百疋と云々」と記録されている¹⁸。人足の溜まり場は願証寺境内や「本町筋桜町上る所の町屋¹⁹」で、願証寺の境内は約九〇〇坪と広大であった。但し、通信使本隊に先行する馬・鷹も主に性高院に泊まったが、その人足は数が少ないこともあり、門前町通り沿いの町屋一三軒に分宿したことが延享度について判明する²⁰。また、町村から提供された夜着・布団・蚊帳などは大久保見町の伝光院に集められた²¹。このほか、宝暦度については、防火のため喫煙所が白林寺・政秀寺に設置された²²。

以上にあげた寺院は、伝光院がやや北に離れている以外は、すべて南寺町区域にかたまっている。

鞍置馬・鞍皆具を提供した諸大名からも多数の家臣が名古屋に派遣されたが、享保度についてはその宿所が判明する²³。往路・復路を合わせて鞍置馬を提供した大名一九家、往路で鞍皆具を提供した大名三三家を数えるが、その宿所

のほとんどは伝馬町筋以南、南寺町以北で、本町通を中心として東に三道、西に四道までの区域内にあった。鞍置馬提供大名は馬小屋と本使・副使の宿が、本町通近くに集中して配置されている。たとえば復路に乗鞍馬二二疋を担当した紀州藩は、馬小屋が住吉町の守綱寺、本使・副使が中須賀町の町屋で、さらに家臣たちのために別に下宿があった。鞍皆具提供大名の家臣宿所はやや離れた町にも散在し、伝馬町筋以北にも三家が宿所を取っていた。これらの宿所は、江戸で尾張藩家臣が各大家から依頼を受け、名古屋で割り付けたい。享保度に馬小屋・宿所となった寺社の大多数は正徳度と同じであった。

以上、通信使のための宿所と人馬の溜まり場などは名古屋城下町の南端付近に集中し、鞍置馬など提供の諸大名の宿所を含めると、名古屋城下町の南半分を、本町通を軸としてフル活用したといえる。この周辺の混雑は想像するに余りあり、少しでも緩和するため、延享度には大垣への戻り人馬は本町通を通さず、南へ回って日置橋から堀川端を行くように指示が出されている²³⁾。

応接体制

尾張藩主は、在府の場合は江戸城での通信使の饗応に相

伴として列する（正徳度を除く）が、在国していても表立って使節に対面することはない。在国の場合は、通信使の行列をお忍びで見物している²⁴⁾。

接待の総責任者は尾張藩付家老の成瀬家・竹腰家を初めとする年寄クラスだったと思われるが、天和度については、国用人（城代の用務を行う）一名・用人（礼式、音信、贈答などを管轄）一名が「総裁」として名を挙げられている²⁵⁾。しかし、実際にはおそらくそのもとに何名かの重臣を中心としたチームが組まれて御用係となったであろう。宝暦度については、使節の来日が決定した宝暦一二年（一七六二）一〇月の時点で国奉行・熱田奉行・町奉行・普請奉行・書物奉行・目付が同席して朝鮮人御用係が命じられ、接待終了後の明和元年（一七六四）八月四日に御用係約六〇名に褒美が下賜されているが、同様の体制がこれ以前においても取られたものと考えられる。宝暦度の褒美を受けた顔ぶれは、国用人・国奉行・熱田奉行・目付・足軽頭・木曾材木奉行・作事奉行・勘定奉行・大代官・出納奉行・普請奉行・伏見屋敷奉行・鷹目付・郡奉行など多彩であり、当日の接待だけでなく、町並・宿泊所などの整備や人馬・食材など事前準備に携わった役職者の広範囲さをうかがわせる。

使節が名古屋に滞在する当日の応接体制は【表2】のと

おりである。体制全体が判明するのは正徳度以降であるが、人の配置、それぞれの任に就く役職は大きく変化はない。

三ヶ村代官（美濃国恵那郡の三ヶ村を所管）・杵奉行（杵橋等の普請に関する庶務を管掌）・山方奉行（荒蕪地を管轄）などまでが名古屋での接待に動員されている。尾張藩は名古屋だけではなく起宿・鳴海宿の接待も担当し、両宿についてもそれぞれ藩士が役割を受け持った。船橋や茶屋、道中の応接などを含めて考えると、尾張藩士をねこそぎ動員した接待体制が組まれていたといえる。

なお尾張藩の接待経費は、宝暦度については総入用金高七八〇〇両であつたという。²⁸⁾

往路、起宿で昼休みをとった使節は美濃路を経由して名古屋城下に入る。枇杷島橋を渡り、城下西の入口である樽屋町大木戸を通った一行は、江川町・小船町を経て、堀江町から堀川沿いを下り堀川に掛かる五条橋を渡って碁盤割の町人地区へ足を踏み入れる。通信使の到着日には、五条橋からその下流に掛かる中橋までの間は船を繋かず、他国からの船も中橋で留め置かれた。枇杷島口、押切村（この村境に樽屋町大木戸がある）の榎権現前、五条橋、碁盤割のほぼ中心にあり南北の本町通と東西の伝馬町筋が交差する「札之辻」、性高院北の若宮八幡前と、使節が通る各ポイントからは町方から次々と知らせがもたらされた。²⁹⁾通信

使は五条橋からまっすぐに京町筋を東へ向かい、本町通との交差点で南へ向きを変え、高札場のあつた札の辻を通過して、性高院のある南寺町へと至ったと考えられる（なお美濃路には、五条橋ではなくその下流にある伝馬橋を経て伝馬町筋を通り、札の辻で曲がつて本町通に入るルートもあった）。明暦度の記録にある「西は榎町より南は大久保見迄白壁になる」の榎町は押切村のうち、大久保見は若宮八幡の少し北であり、通信使通行ルートのうち名古屋城下町の町屋が続く区域をすべて白壁にしたわけである。南寺町からさらに南へ行くと、城下町南の橋町大木戸を経て熱田宿に着く。枇杷島橋ぎわから古渡村の佐屋街道（東海道から分かれて佐屋宿へ至る脇往還）分岐点までは、通行人が町並店ぎわへ入らないように道筋両側の雨落下に高さ三尺ほどの竹垣を結び渡した。³⁰⁾

馬・鷹、通信使本隊が起宿に着いたときはそれぞれ起宿から清須宿へ通知し、清須宿からさらに性高院へ注進している。清須宿に着いたときも、通知が性高院へもたらされた。これは「清須御着之御左右」と性高院本堂前・台所前で声高に叫び、詰めている郡方手代に届け出るというもので、³¹⁾通信使を迎える現場の音の風景が感じ取れる。

表2

部 署	役割など	正 徳 度	享 保 度	延 享 度	宝 暦 度
性高院	大寄合		大寄合	大寄合	
	国奉行		国奉行	勘定奉行	諸事裁許
	書院番頭	通い裁許	足輕頭	書院番頭	通い裁許
	新番頭	通い裁許(中官)	新番頭か	通い裁許	書院番小頭
	歩行頭	火の番	歩行頭	歩行頭	歩行頭
	詰・見廻	台所頭・堀頭		台所頭・堀頭	通い裁許・火の番
中官宿	番所	足輕頭	足輕頭	足輕頭	足輕頭
	寄合		寄合	寄合	寄合
	御馳走人	国奉行	性高院と兼	勘定奉行	勘定奉行
	大代官		大代官	五十人頭	五十人頭
	番所	五十人頭	通い裁許	諸事裁許	諸事裁許
	足輕頭		足輕頭	通い裁許	通い裁許
下官宿	御馳走人	御供番	御供番	御供番	御供番
	番所	足輕頭	膳頭	足輕頭	勘定奉行
	(不明)			足輕頭	足輕頭
通詞宿 長老宿※	御馳走人	町奉行	町奉行	町奉行	町奉行
	番所	町奉行預足輕	町奉行預足輕	町奉行預足輕	町奉行預足輕
荷物宿	荷物番	三ヶ村代官	三ヶ村代官	秋奉行	秋奉行
	(荷物裁許)	水奉行	山方奉行		
注番所 北	阿弥陀寺前	足輕頭	足輕頭	足輕頭	足輕頭
	願証寺前	足輕頭	足輕頭	足輕頭	足輕頭
注番所 南	城下大火消			寄合	大寄合・寄合
	御馳走所近辺	足輕頭	足輕頭	足輕頭	足輕頭
火の番	城下	足輕頭	足輕頭	足輕頭	足輕頭
	御馳走所近辺	足輕頭	足輕頭	足輕頭・目付・五十人目付	足輕頭・目付
批把島口固		足輕頭・目付		足輕頭・目付・五十人目付・馬医	足輕頭・目付
使節送り	目付		足輕頭	足輕頭・目付・五十人目付	足輕頭・目付・馬医
荷物送り	足輕頭		足輕頭	足輕頭・五十人目付	足輕頭
鷹送り	馬廻小頭		馬廻小頭	五十人目付	馬廻小頭・鷹匠頭
馬送り	馬廻小頭・五十人目付		馬廻小頭	五十人目付	馬廻小頭・別当

※正徳度は長老宿のみ
 出典は表1に同じ。ただし正徳度は『鵜嶋籠中記』(名古屋叢書続編12)の記事も参考にした。

尾張藩の町触

通信使の通行に向けて尾張藩が名古屋城下に発した触で、現在わかる最も早いものは寛永二〇年である。³²⁾内容は、喧嘩口論・押買狼藉・宿札を「はく」(抜き去ること)などの禁止、奉行の指示に従うこと、朝鮮人に異儀を申さないこと、供のとき高声・高笑・茶筌髪(茶筌)の禁止、宿錢を御法度どおり出すこと、他所者の喧嘩に取り合わないこと、宿所が火事ときは目付の湯本三左衛門・戸田忠兵衛(いづれも尾張藩士)の下知に従うことを定め、最後に宿所へ下々の者が出ることを禁じている。この時期の通信使来日にさいしての触書は『通航一覧』『御触書寛保集成』『徳川禁令考』などでも確認できないが、内容からこれは家中向けと思われる。

明暦度にも、朝鮮人と争うこと・売買の禁止、番所を堅く守ること、宿泊所へみだりに出入りしないこと、火の用心、御馳走役人の指示に従うこと、役人の召仕も無作法がないようにせよと命じられた。³³⁾天和度には、火の用心、宿所・道筋へ下々の者が出ないこと、用事がある場合でも無作法なきようにせよと目付から藩士に伝えているのが確認できる。³⁴⁾

これ以後、正徳度については「享保御触留」(家中向け)が、享保度以降は茶屋町の、宝暦度についてはそれに加えて蛸屋町の触留帳が残されており、通信使通行に備えて尾張藩が出した町触のあらましを知ることができる。³⁵⁾それらは、町並整備、密売買・喧嘩口論の禁止、見物のときの作法、防犯・防火体制など、幕府の町触に準ずるものがほとんどであるが、中にはやや傾向の異なるものが含まれる。

享保度には、多人数が入り込むので虚説に留意せよと命じるとともに、雑説を広めたり、出来口の咄にして流行歌などに作るのを禁じている。虚説への注意は延享度にも踏襲された。

延享度・宝暦度は、雇い人足が通信使来日のため賃銀を引上げていることを戒め、日用代を高く取る者は吟味のうえ咎を申し付けると命じている。また、宿泊前後の防犯体制を固め、捕手を二〇〇人増員して城下端々まで昼夜とも回ってあばれ者なども召し捕ることを伝え、各町屋でも警戒を厳重にするよう指示した。これらは、三都に次ぐといわれた地方都市である名古屋城下町独自のものかもしれない。

延享度には、帰路の使節が通ったのちに「先年の通信使のときの各町の勤め方を尋ねたが、記録が焼失・紛失した町があった。今後のために今回の勤め方を詳細に留め書き

し、町代両人方に一冊ずつ、町代が一人の町は町代・組頭に一冊ずつ保管せよ。町代の交替時は留書を跡役へ必ず引き継げ」と、記録保存指示が出されているのが注目される。

おわりに

以上、名古屋城下における通信使の宿泊場所、藩をあげた応接体制、通行ルート、町触の特徴など、尾張藩の通信使饗応の具体相の一端を明らかにできたものと思う。しかし町方を含む当日の体制は未解明のことが多く、普請・人馬や食材調達など事前準備についても断片的にしかわかっていない。藩そのものにまとまった記録がない以上、家臣の家や町方・村方の史料、あるいは宗氏など関係大名家の記録などのなから断片を探り出していかなざるをえず、今後もし地道に史料を積み重ねていく必要がある。

なお、ここに使用した史料の多くは、『愛知県史』編さんの過程で収集されたものである。史料の利用・閲覧をお許しいただいた伊藤次郎左衛門家の皆様および編さん室のご厚意に厚くお礼申し上げます。

(かけひ まりこ 公益財団法人犬山城白帝文庫研究員)

註 (1) 『青丘学術論集』⑱、二〇〇一年。このうち貫井氏担当

部分は改稿して「尾張・三河地方における朝鮮通信使来聘史料の考察」として『豊臣・徳川時代と朝鮮——戦争そして通信の時代へ——』(明石書店、二〇一〇年)に収められている。

(2) 『季刊三千里』③⑦、一九八四年。のち加筆して『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』(青木書店、一九九六年)に収録。

(3) 『朝鮮通信使往来』所収、労働経済社、一九九三年。

(4) 愛知淑徳大学文化創造学部卒業論文、二〇〇七年度。本論文はネット上で公開されている。

(5) 慶七松『海槎録』(若松實訳注、日朝協会愛知県連合会、一九八八年)。

(6) 姜弘重『東槎録』(若松實訳、日朝協会愛知県連合会、一九八八年)。

(7) 任統『丙子日本日記』(若松實訳、日朝協会愛知県連合会、一九八八年)。但し客館は金東溟『海槎録』(『海行摺載』所収)では大光院とする。

(8) 『金府記較補遺』(名古屋市史資料、名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。

(9) 著者不詳『癸未東槎日記』(若松實訳、日朝協会愛知県連合会、一九八八年)。「天和二戊 朝鮮人来聘御馳走留」(徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料)に、寛永二〇年度には大光院で接待をし、志水甲斐・酒井久左衛門が御馳走人であったことがしるされる。

(10) 東京国立博物館所蔵「朝鮮人來聘覚書」に含まれる久野七郎右衛門ほか連署状。「朝鮮人來聘覚書」は元和度から寛永二〇年度の通信使に關して竹腰氏の手元にあった文書をまとめて卷子装にしたもの三卷全五〇通からなるが、名古屋での応接を示すものは少ない。

(11) 「朝鮮信使接待留」(徳川林政史研究所蔵、石河家文書)。本史料は明暦度の馬・鞍皆具割り付けに続けて、明和度の日本国内休泊留・江戸と大坂の饗応体制・尾張藩の応接体制、天和度の使節名簿などが附属しており、石河家の手元にあった通信使関連文書を年代にこだわりなく綴じ合わせたものらしい。石河家は一万石の知行地をもつ尾張藩重臣であった。

(12) 趙珩『扶桑日記』(辛基秀・仲尾宏編『大系朝鮮通信使三』所収、明石書店、一九九五年)。

(13) 『正事記』(名古屋叢書正編二三)。

(14) 『金府紀較抄』(名古屋叢書正編四)。

(15) 『鸚鵡籠中記』(名古屋叢書統編一二)。

(16) 『通航一覽』卷六二。なお、このとき鞍皆具・中馬を担当した諸大名の家中三八六九人が、三一カ寺・町宿三〇〇軒に宿した。

(17) 「辰年朝鮮人并琉球人留帳」(櫛田家文書)・「村々庄屋并裁許人え申渡」(名古屋市博物館所蔵、知多郡河和村資料)。櫛田家は美濃路清洲宿の脇本陣・問屋を勤めた家である。

(18) (15) に同じ。

(19) 前掲「村々庄屋并裁許人え申渡」・『通航一覽』卷六二。

(20) 前掲「辰年朝鮮人并琉球人留帳」。

(21) 前掲「金府紀較抄」、享保四年「御触帳」(伊藤次郎左衛門家資料)。

(22) 「甲申韓使來聘記事」(前掲「江戸時代、朝鮮通信使の基礎的研究」および「豊臣・徳川時代と朝鮮」所収)。

(23) 「享保四亥年 朝鮮人廻文并乗馬小屋場留」(徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料)。

(24) 延享四年「御触状」(伊藤次郎左衛門家資料)。

(25) 天和度には橘町にあった御用商人の茶屋隆是邸から(『尾藩世記』、名古屋叢書三編二)、正徳度には石磨屋の店(『編年大略』、名古屋叢書正編四。但し、同書には八月一五日と記載される。同座するメンバーから正徳度であることは確かで、日付の誤りであろう)から見物をしている。石磨屋は『鸚鵡籠中記』には石臼屋と記される。

(26) 前掲「尾藩世記」・『瑞廟御事録』(名古屋市史資料、名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。

(27) (22) に同じ。

(28) 「首藤柳左衛門日記」(『新修名古屋市史 資料編近世3』所収)。

(29) 「覚書 一二」(徳川林政史研究所蔵、大道寺家文書)。

(30) 延享五年「御触状」(伊藤次郎左衛門家資料)。

(31) 前掲「辰年朝鮮人并琉球人留帳」。

(32) 前掲「朝鮮人來聘覺書」のうち。六月一四日付けで年紀はないが、この日付は寛永二〇年度の通信使が名古屋に到着する直前であることから、この年のものと考えられる。なお同史料には子一・一月二〇日付けの町触も含まれているが、寛永元年か同一三年か判断ができない。内容は、他所者の喧嘩に取り合わないこと以下がなく、宿の善悪を乱さないことが加わっている以外は、寛永二〇年のものと同じである。

(33) 『尾藩令条』（名古屋叢書正編二）。

(34) 屏風裏貼文書（個人所蔵）。

(35) 「享保御触留」は徳川林政史研究所所蔵（収集史料）、茶屋町は伊藤次郎左衛門家資料、蛭屋町は名古屋市史資料（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵）。